
企業の脱炭素化に向けた
地球温暖化対策推進法の見直しの論点（案）

2020年11月

個別施策：企業の脱炭素化に向けた対応の方向性

見直しの視点

- デジタル化・オープンデータ化が求められる中、算定報告公表制度における**行政手続や報告データの取扱い**はどうあるべきか。脱炭素化に積極的な企業が**ESG投資家、関連企業、消費者等から評価され、グリーン投資の更なる普及の制度的基盤として同制度が活用**されるために、どのような仕組みが必要か。
- 地域地球温暖化防止活動推進センターの事業者に対する取組は、地域によって多様な状況にあるため、現代のニーズを踏まえ、**業務範囲を見直す**べきではないか。

制度的対応の状況

- 現行法は、企業が自ら排出量を算定・報告し、国がこれを集計して公表することにより、自主的な排出削減を促す趣旨。報告データは企業単位に集計し公表されている。事業所別の情報についても、**開示請求を行えば開示**される（権利利益が害されるおそれがある場合は、保護請求が可能）。
- 事業者は、温室効果ガスの排出量に加えて、任意で排出量の増減の状況に関する情報等について報告することができる。
- なお、**排出量データの報告から公表までに約2年**を要している（報告の多くは省エネ法経由で提出されている。また、電子報告率は温対法報告書と省エネ法報告書を合わせて令和2年度で約36%と紙媒体中心の報告のため、国による集計事務に時間を要している）。現在、電子報告システムを構築中。
- 全59の地域センターのうち、**30程度の地域センター**が事業者向けの省エネ診断や環境マネジメント支援などの取組を行っている。

本日ご議論頂きたい点

論点①算定報告公表等の在り方

- 算定報告公表制度においては、紙媒体中心の報告のため、集計等に時間がかかり、報告から公表まで二年を要している。また、事業所毎の排出量等は、開示請求の手続を経ないと公表されない。
- 脱炭素経営の促進やESG金融をはじめとした関係者の情報入手可能性の向上に向けて、公表までの期間を短縮すべく、**電子システムを活用して報告することを原則**としてはどうか。また、請求があれば開示している事業所等の情報について、開示請求の手続なく閲覧できるよう**原則として公表**することとしてはどうか。
- また、公表に当たっては、電子システムにより投資家・消費者・自治体等に利便性の高い形で情報提供すべきではないか。（気候変動に関する企業の取組や戦略等の情報と併せて提供するなどの工夫も考えられるか。）
- なお、算定報告公表制度においては、排出量を報告する様式第1とは別に、排出量情報に対する理解の増進に資するため、排出の増減の状況等について任意に記載する様式第2がある。現状では、温室効果ガス算定排出量の増減の状況といった項目について報告できていることになっているが、今後どのように活用していくべきか。
- このほか、政府として、脱炭素経営やESG投資の拡大への対応を推進する観点から、TCFD・SBT・RE100等に取り組む企業への支援、金融業界トップが一堂に会するESG金融ハイレベル・パネルの開催等を通じたモメンタム醸成等を行っており、こうした制度外での取組もあわせて進めていくことが必要ではないか。

論点②地域企業に対する啓発・広報活動

- 全国地球温暖化防止活動推進センターと、地域地球温暖化防止活動推進センターは連携して、地球温暖化対策に関する啓発・広報活動を行っている。この中で、事業者については明示されていないので、事業者向けの啓発・広報活動を実施しているのは、地域センターの半数程度となっている。
- 地域の企業も含めて脱炭素経営の取組がより一層求められている現状を踏まえ、地域センターにおいても、**事業者向けの地球温暖化対策に関する啓発・広報活動**を行うことを明確に規定してはどうか。